

蓄電事業参入可能性調査業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

蓄電事業参入可能性調査業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

蓄電事業参入可能性調査業務委託仕様書による。

3 委託費の上限額

12,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

4 委託の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

5 参加資格要件

次の(1) から(8) の全てを満たす者とする。なお、本企画提案競技においては、コンソーシアムによる参加も認めるものとし、コンソーシアムの構成員の参加資格についても同様に扱うものとする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴

収を開始することを誓約した者であること。

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去 15 年間(平成 22 年度から令和 6 年度までの間)において、「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又はそれ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務について受託した実績を有する者」又は「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業又は民間企業が実施する民間事業のうち、特別高圧における系統用蓄電池・再エネ併設蓄電池・それ以外の電気設備のいずれかの設計業務について受託した実績を有する者」であること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 7 月 15 日 (火) |
| (2) 質問等の締切 | 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午後 5 時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午後 5 時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和 7 年 8 月 21 日 (木) 午後 5 時 |
| (5) プレゼンテーション (ヒアリング) | 令和 7 年 8 月 28 日 (木) 予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 頃 |

※企画提案競技の事前説明会は実施しない。

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書 (別紙 1) を提出すること。

ア 提出先

下記 13 を参照

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午後 5 時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 閲覧

過年度に実施した「次期売電方法検討ほか業務委託」のうち送電施設関連検討成果報告書の閲覧方法は次のとおり。

ア 閲覧場所

下記 13 を参照

イ 閲覧期限

令和 7 年 8 月 21 日 (木)

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) とする。

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技に関する質問票

(別紙2)を提出すること。

ア 提出先

下記13を参照

イ 提出期限

令和7年7月31日(木)午後5時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

エ 問合せの内容及び回答

受け付けた質問については、速やかに回答を行う。回答にあたっては、質問の内容とあわせて県庁ホームページに掲載する(質問者名は公表しない。)とともに、電子メールにて質問者に回答する。

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書【原本1部、写し6部】

- ・ 表紙は別紙3とする。
- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)で任意様式とし、ページ番号を挿入すること。なお、別添「審査基準表」の各評価対象につき3枚を上限とする。それ以外に、必要に応じて説明資料を添付して構わないが、評価は行わない。
- ・ 企画提案書は、以下の順番とすること。
 - a 実施方針・実施フロー・工程表
 - b 提案内容1
 - c 提案内容2
 - d 提案内容3
 - e 提案内容4
 - f 提案内容5
 - g 実施体制
 - h 業務実績

(イ) 見積書【原本1部、写し6部】

- ・ 宛先は「宮崎県企業局長 松浦直康」とすること。
- ・ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・ コンソーシアムを組成する場合は、各社の役割が判断できる内訳を記載すること。

(ウ) 誓約書(別紙4)【原本1部、写し6部】

(エ) 同種業務実績調書(別紙5)【原本1部、写し6部】

- ・ 過去15年間(平成22年度から令和6年度までの間)において、「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又は

それ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務」又は「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業又は民間企業が実施する民間事業のうち、特別高圧における系統用蓄電池・再エネ併設蓄電池・それ以外の電気設備のいずれかの設計業務」の契約書の写し及び履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面の写しを添付すること。

(オ) 配置資格者経歴書（別紙6）【原本1部、写し6部】

- ・ 技術士又はRCCMを所持している場合は、資格証明書等の写しを添付すること。

※同種性の高い分野は、技術士は建設部門又は電気電子部門、RCCMは電力土木部門又は電気電子部門とする。

- ・ 上記の資格に限らず、企画提案内容に有益な技術コンサルティング部門に係る資格を所持している場合は、資格証明書等の写しを添付すること。
- ・ 実施体制に配置される全ての資格者（以下「配置資格者」という。）の同種業務の経歴について提出すること。

(カ) （コンソーシアムを組成する場合）共同企業体協定書（別紙7）【原本1部】

(キ) 使用印鑑届出書（別紙8）【原本1部】

(ク) （代理人を選定した場合）委任状（別紙9）【原本1部】

(ケ) 会社概要（既存のもので可）【7部】

ウ 提出先

下記13を参照

エ 提出期限

令和7年8月21日（木）午後5時

オ 提出方法

持参又は郵送（必着）

郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は採択の対象としない。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和7年8月28日（木）予定

場 所：宮崎県企業局 4階会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

ア プレゼンテーションは、1者当たり説明20分以内、質疑15分以内の計35分以内とする。

イ 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

ウ パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、説明資料をパワーポイントで作成し前日15時までにデータをメール等で送付すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）原則、パソコンとプロジェクターは県で用意するが、持参する場合は、事前に連絡した上で、指定された時間に来庁し準備

すること。

(6) 審査方法及び審査項目

書類及びプレゼンテーションによる審査とし、別添「審査基準表」に基づき評価を行う。評価対象における評価の着眼点及び別添「審査基準表」に示す【評価基準（5段階）】の対象は次のとおりとする。

ア 実施方針・実施フロー・工程表

- ・業務の理解度（趣旨、目的、条件、内容等）
- ・業務の理解度（取組のポイント、役割等）
- ・業務実施手順の妥当性【評価基準（5段階）】
- ・業務量の把握【評価基準（5段階）】

イ 提案内容 1

- ・提案内容の的確性
- ・提案内容の実現性

ウ 提案内容 2

- ・提案内容の的確性
- ・提案内容の実現性

エ 提案内容 3

- ・提案内容の的確性
- ・提案内容の実現性
- ・提案内容の独創性【評価基準（5段階）】

オ 提案内容 4

- ・提案内容の的確性
- ・提案内容の実現性

カ 提案内容 5

- ・提案内容の的確性
- ・提案内容の実現性
- ・提案内容の独創性【評価基準（5段階）】

キ 実施体制

- ・配置資格者の確保
- ・配置資格者の業務経歴

ク 業務実績

- ・会社の業務実績

ケ 見積価格

- ・節減への取組

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者（コンソーシアムの場合は1共同体）を受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

令和7年9月4日（木）頃までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ア 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき

- イ 辞退の申し入れがあったとき
 - ウ 提案書を期限までに提出しないとき
 - エ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - オ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - カ 提案の内容が委託費の上限額を超えているとき
 - キ アからカに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、「3 委託費の上限額」の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）第89条の規定による。

11 契約結果の公表

契約締結後、速やかに次の事項について県庁ホームページにて公開するものとする。

- (1) 契約案件名
- (2) 契約の相手となった者の名称
- (3) 得点
- (4) 参加者数

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

13 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
- (2) 担 当 宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当（担当 山崎）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-9759
ファックス番号 0985-26-9754
メールアドレス kigyo-keieikikaku@pref.miyazaki.lg.jp